平成２３年（フ）第３６２号
静岡県浜松市中区小豆餅２丁目26番22号　ロイヤルメゾン小豆餅137号
債務者　和多田秀介
1　決定年月日時　平成23年８月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月30日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第３６４号
静岡県浜松市中区曳馬３丁目23番３号
債務者　皿井　里子
1　決定年月日時　平成23年８月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月30日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第５３号
京都府亀岡市安町野々神47番地17
債務者　山田　大輔
1　決定年月日時　平成23年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月30日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２３年（フ）第４３５７号
大阪府守口市金田町２丁目38番９号
債務者　百地　博美（旧姓鴇田）
1　決定年月日時　平成23年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４６１７号
大阪市鶴見区鶴見３丁目６番61号
債務者　川田　里美
1　決定年月日時　平成23年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４９８４号
大阪府東大阪市宝持２丁目６番32号
債務者　平光　正男
1　決定年月日時　平成23年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４９９２号
大阪府摂津市千里丘東１丁目12番34号
債務者　植中　君和
1　決定年月日時　平成23年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５０２３号
大阪市城東区成育５丁目20―25―202、住民票上の住所大阪市都島区片町１丁目７番12号
債務者　中野　誠也
1　決定年月日時　平成23年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５０４３号
大阪府守口市藤田町３丁目１番12号
債務者　三谷　和美
1　決定年月日時　平成23年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５１４８号
大阪府東大阪市加納８丁目21番50―307号
債務者　種谷ミドリ
1　決定年月日時　平成23年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５１６７号
大阪府守口市八雲東町２丁目８番８号
債務者　岸田　研二
1　決定年月日時　平成23年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５１８６号
大阪市北区天神橋３丁目５番22号　メゾンドール川口507号室
債務者　寺川　由利
1　決定年月日時　平成23年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５１９７号
大阪府高槻市玉川２丁目21番501号
債務者　大迫　満彦
1　決定年月日時　平成23年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５１９８号
大阪府高槻市玉川２丁目21番501号
債務者　大迫　佳子
1　決定年月日時　平成23年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５２２８号
大阪府寝屋川市打上宮前町３番１―204号
債務者　吉井奈緒美
1　決定年月日時　平成23年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５２５１号
大阪府門真市岸和田１―４―16―205、住民票上の住所大阪府門真市島頭４丁目18番14号
債務者　中井　正代
1　決定年月日時　平成23年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５２６８号
大阪市平野区長吉出戸１丁目10番62号クリエーティブハクユウ401
債務者　平本賢二こと　尹　　賢二
1　決定年月日時　平成23年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５２７３号
大阪府守口市南寺方東通４丁目３番12号
債務者　松岡まゆみ（旧姓氏江）
1　決定年月日時　平成23年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部